

監査報告書

平成28年5月31日

学校法人嘉悦学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事 柴田光廣 

監事 藤川裕紀子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条第3号の規定に基づき、学校法人嘉悦学園(以下、「当学園」という。)の平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査を行った。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、新創監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

3. 除外事項 に記載する事項を除き、

- (1) 当学園の業務及び財産の状況について適正でないと言ふべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務及び財産の状況に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

3. 除外事項

- (1) 平成28年3月7日付で当学園のウェブサイトにて開示された通り、当年度において元理事長である嘉悦克氏をめぐる不適正支出問題(以下、「不適正支出問題」という。)が生じ、当学園は、これに対する第三者委員会の調査結果として最終報告書を受領し、文部科学省に対して報告を行っている。当学園は、第三者委員会の報告書を基に、不適正支出問題

に係る責任の所在を明らかにし、再発防止策を策定したことを公表しているが、責任の所在が明らかにされた関係者に対する措置の一部や、再発防止のための具体的な施策の策定及び実行の大部分は、翌年度以降に対応することとされている。

- (2) 当学園が不適正支出問題に対処する過程で、過年度より見過ごされてきた過剰な経費の存在が明らかにされることとなった。
- (3) 当学園が不適正支出問題に対処する過程で、第三者委員会が当初は調査対象としていなかった問題事項の存在が判明し、当監査報告書作成日現在においても、追加調査が継続されている。
- (4) 不適正支出問題に係る措置として、嘉悦克氏等に対し返還金請求を行っているが、当監査報告書作成日現在、当事者間において返還されるべき金額や返還条件等を確定できていない。
- (5) 当年度においては、①法人事務局の所在地移転に際し人員が削減されたことに加え、法人事務局が不適正支出問題への対応に迫られたこと等に伴い業務に習熟した人的資源が不足したこと、②学園運営に必要な投資が十分に行えない環境下でシステム整備が先送りされたこと等により、当学園の決算作業が滞ったため、例年に比して新創監査法人による私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に遅延が生じている。
- (6) 嘉悦学園寄附行為第4条に基づき設置された学校(以下、「設置校」という。)、とりわけ大学において学生募集力が大きく低下している。

4. 3. 除外事項に対する監事の意見

- (1) 3. (1)に対しては、当学園に対する社会の信頼を回復するためには、私立学校の公共性とこれに伴う社会的責任を自覚し、当学園に課せられた役割を果たすべく適切な管理運営体制を早急に整備することが必要不可欠であると考え。
- (2) 3. (2)に対しては、当学園において、①公共性が求められていること、②資金収支の赤字が常態化していること、③不適正支出問題に起因する補助金の大幅減額という厳しい現実に直面していること等を鑑みれば、今後、学園運営に必要な投資は行いつつも、過剰な経費が生じていないか継続的に検証を行い、その削減に最大限努める必要があると考える。
- (3) 3. (3)に対しては、早期に実態を解明し、必要な措置や再発防止策を検討・実施する必要があると考える。
- (4) 3. (4)に対しては、返還されるべき金額や返還条件等の早期確定と、返還金の確実な回収を行うことが、当学園の再生において必須であると考え。
- (5) 3. (5)に対しては、人的資源の増強、人材教育やシステム整備の強化等が望まれる。
- (6) 3. (6)に対しては、当学園がおかれた現状に鑑み、設置校における教学面の改善及び充実等を早急に検討・実施する必要があると考える。

以上